高等学校等家計急変支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

1．制度の概要

本制度は、保護者の**失職、倒産**などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給額に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況をもとに算出される就学支援金に相当する額を支給するものです。

※保護者の離婚、死別により収入が減少する場合は、本制度の対象となりません。高等学校等就学支援金制度又は学び直し支援金制度にて、保護者の変更の手続きを行ってください。

※定年による離職は、家計急変の対象となりません。

問合せ先
八戸工業高等専門学校
学生課学生係
TEL：0178－27－7235

2．対象となる者について

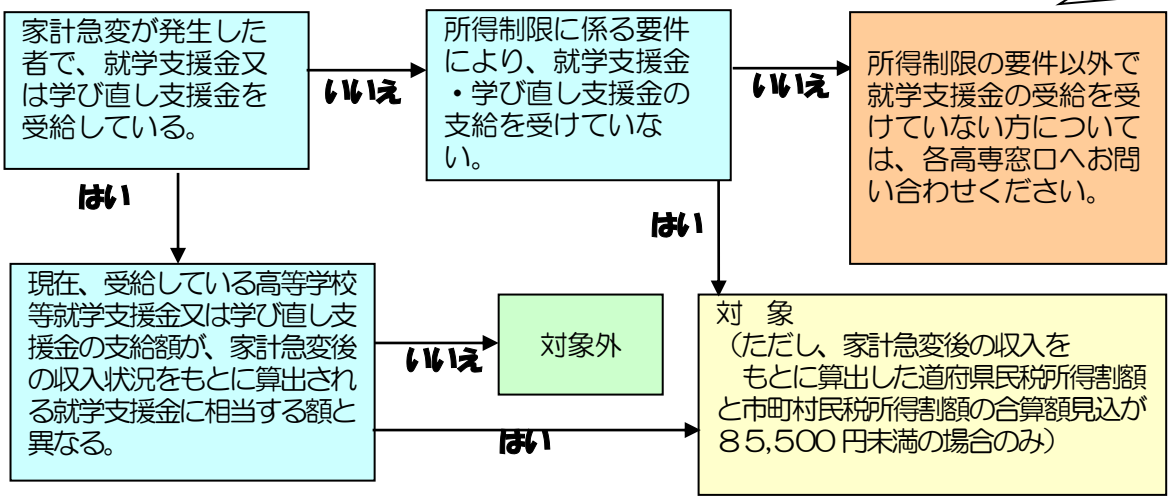

3．支給期間及び支給額について

（1）支給期間について

家計急変支援金の支給期間は、家計が急変した日の属する月の翌月から家計急変による収入状況が課税証明書等に反映されるまでの期間又は当該年度末（3月）を限度とします。

（2）支給額について

家計急変支援金の支給額は、以下の表のとおりです。ただし、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受けている場合は、これらの額との差額に相当する額とします。

区分	対象者	支給月額
A　家計急変後の収入をもとに算出した道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額見込が85,500円未満の場合	①就学支援金制度対象者 ②学び直し支援金対象者	19,550円
B　家計急変後の収入をもとに算出した道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額見込が非課税の場合	①就学支援金制度対象者 ②学び直し支援金対象者	19,550円

※家計急変支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から家計急変支援金を受取り、授業料に充当するものです。

※旧就学支援金制度対象者（平成２６年３月以前に入学した者）は支給月額が別途定められておりますので、お問い合わせください。

①高等学校等就学支援金新制度対象者（平成26年4月1日以降に入学した者。ただし、平成26年4月1日以前より、高校等に引き続き在学する者は除く。）
②学び直し支援金対象者（高等学校等就学支援金新制度対象者であった者で、高等学校等を退学又は転学をしたことのある者）
※①～②の全てにおいて、国費留学生及び高校等を卒業又は修了した者は除く

なお、区分の判定にあたっては、家計急変後の収入を証明する書類等をもとに、家計急変後１年間の年収見込額を推計し、次頁の表により判断します。

《A　家計急変後の収入をもとに算出した道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額見込が85,500円未満の場合》

世帯構成		年収見込
２人世帯	父又は母、高校生（１６歳以上）	3,739,000円未満
	父又は母、高校生（１５歳）	3,119,000円未満
３人世帯	両親、高校生（１６歳以上）	3,785,000円未満
	両親、高校生（１５歳）	3,174,000 円未満
	父又は母、高校生（１６歳以上）、大学生	4,570,000 円未満
	父又は母、高校生（１６歳以上）、中学生以下	3,739,000 円未満
４人世帯	両親、高校生（１６歳以上）、大学生	4,616,000 円未満
	両親、高校生（１６歳以上）２人	4,332,000 円未満
	両親、高校生（１６歳以上）、中学生以下	3,785,000 円未満
	父又は母、高校生（１６歳以上）、中学生以下２人	3,739,000 円未満
５人世帯	両親、高校生（１６歳以上）、大学生２人	5,447,000 円未満
	両親、高校生（１６歳以上＋１５歳）、大学生	4,616,000 円未満
	両親、高校生（１６歳以上）２人、中学生以下	4,332,000 円未満
	両親、高校生（１５歳）、中学生以下２人	3,174,000 円未満

※年齢は、前年の１２月３１日時点の年齢とする。
※上記の例に該当しない場合は、個別に確認のこと。

《B　家計急変後の収入をもとに算出した道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額見込が非課税世帯の場合》

世帯構成	年収見込
３人世帯	2,214,286 円未満
４人世帯	2,714,286 円未満
５人世帯	3,214,286 円未満

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認のこと。

4．提出書類及び年収の推計について

（1）　提出書類について

家計急変が発生したら、家計が急変した翌月の１０日までに以下の書類をご所属の高専窓口へ提出してください。

① 高等学校等家計急変支援金受給資格認定申請書
② 家計急変の発生事由を証明する書類
（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出　等）
③ 家計急変後の収入を証明する書類
（再就職先の会社作成の給与見込、再就職先の直近の給与明細（３ヶ月分）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類　等）
④ 家計急変前の収入を証明する書類
（就学支援金や学び直し支援金の申請時に使用した課税証明書　等）
⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための扶養親族を証明書する書類
（扶養親族の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書　等）

※雇用保険受給資格者証は、②③④を同時に証明する書類になります。
※②③は親権者全員分をご提出ください。
※③の書類が揃わない場合は、揃い次第、後日提出してください。
※②～⑤の書類は写しも可です。

（2）年収見込額の推計について

・収入見込額には退職金、失業手当は含めません。
・再就職先の会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によります。
　直近3か月の平均給与月額×１２月

5．再就職等で収入状況に変更があった場合について【重要】

再就職等で収入状況に変更があった場合は、速やかに届け出てください。新しい収入状況をもとに新たに年収見込額の推計を行い、収入基準を超過する場合は支給を停止します。また、収入基準を超過していることが発覚した場合は、家計急変支援金の返納が発生します。

6．留意事項

家計急変支援金受給中に、以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

・休学・復学
・婚姻またはその解消等による保護者（所得確認対象者）の変更があった場合

なお、年4回、再就職状況等の聞き取りを行う予定ですので、ご協力をお願いいたします。